第九管区海上保安本部公示第62号

水路業務法 (昭和 25 年法律 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年11月19日

第九管区海上保安本部長

渡邉 保範

直江津沖海鷹海脚付近海域の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

住 所 茨城県つくば市小野川16-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 直江津沖海鷹海脚付近海域(付図に示すとおり)

期 間 令和3年11月17日から令和3年11月30日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



